

図書の長期延滞への対応状況調査について（案）

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会

1 趣旨

一部新聞報道（読売新聞 2018 年 1 月 17 日、日本経済新聞 2018 年 2 月 5 日）で東京都内のいくつかの図書館などで長期延滞があり、返却のめどが立っていないで督促を断念したということが取り上げられている。このことについて、報道機関からの問い合わせが協会にあり、今後どのような展開をするか予想がつかないが、情報収集につとめる必要がある。そのため、長期延滞の対応状況を調査する。

2 時期

案文を整理し、早急に行う。

3 実施方法

原則、郵送で対象の各図書館に送付し、メール送信が可能であればメールで（ワードデータを送信して記入後返信してもらう）、そうでない場合はファクスで返信してもらう。

3 対象図書館 230 館

- (1) 都道府県立図書館 47
- (2) 政令指定都市立図書館 20
- (3) 東京 23 区立図書館 23
- (4) 人口 15 万以上の自治体の図書館 47
- (5) 人口 20 万以上の自治体の図書館 43
- (6) 人口 30 万以上の自治体の図書館 50

4 集約方法

公共図書館部会事務局で集約し、その状況を幹事会や総会で報告する。

5 経費

メールで都道府県立図書館に依頼し、各該当図書館に依頼する。

経費はかけないで行う予定。

（当初提案は対象図書館に郵送予定だったが、幹事会でメール対応となった。）

2017 公部第 号

2018 年 月 日

都道府県立図書館長様
市町村立図書館長様
担当者様

公益社団法人日本図書館協会
公共図書館部会
会長 中山 勝文
(公印省略)

図書館の長期延滞への対応状況調査について（照会）

日頃より、図書館振興のため日夜ご尽力されていることに深く敬意を表します。
さて、一部新聞報道（読売新聞 2018 年 1 月 17 日、日経新聞 2018 年 2 月 5 日）では、東京都内のいくつかの図書館や埼玉県の図書館で長期延滞者による返却のめどが立たないなどで督促を断念したことが取り上げられています。

公共図書館部会としましても、今回の件につきましては、今後さらに報道がされる可能性もあり、事実関係の調査と情報共有の必要性を感じています。

年度末のご多用なときは存じますが、別紙回答用紙にご記入の上、ご回答をいただきたくよろしくお願いいたします。

緊急照会のため、ご回答は 月 日 () までに下記までお願い致します。

F A X の場合⇒03-3523-0841

E-mail の場合⇒suzuki@jla.or.jp

お問い合わせ先：

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

公益社団法人日本図書館協会内

公共図書館部会事務局 担当：鈴木

電話：03-3523-0811

図書館の長期延滞に関する状況調査について(朱書きは記載例) (案)

回答をお送りいただく先
公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会
FAX 03-3523-0841
E-mail の場合⇒suzuki@jla.or.jp

- ・ 図書館名を公表することはありません。調査は統計的処理をし、図書館名がわからない

形で公表します。

- ・ () 内は文字や○を、□内は塗りつぶすかレ点をご記入ください。
- ・ お応えにくい調査だと思いますが、ご協力をお願いいたします。

図書館名 (**日本図書館協会図書館**)

回答者氏名 (**鈴木隆**)

TELまたは電子メールアドレス (**suzuki@jla.or.jp**)

問1 貴図書館の貸出期間は原則何日間ですか。 (**14** 日間)

貸出期間を延長した場合は、最大何日間借りられますか。 (**28** 日間)

問2 図書等の貸出期間を超えた延滞利用者についての督促はどのように行っていますか。併用の場合はそれぞれにレ点を入れ、それぞれの発信する時期をお書きください。

- はがき (発信時期 **延滞後 21** 日)
- メール (発信時期 **延滞後 35** 日)
- 電話 (発信時期 **延滞後 49** 日後)
- その他 (

問3 長期延滞者 (1年以上) について、罰則を設けていますか。

□ 設けていない

■ 設けている (設けている場合は次以降の () 内に○をお付けください)

() 課金している

(○) 新たな貸出ができない、貸出できない期間を設けている

(開始時期 **延滞後 35** 日後 期間 **返却後 35** 日間)

(○) 新たな予約・リクエストができない、予約・リクエストできない期間設けている

(開始時期 **延滞後 35** 日後 期間 **返却後 35** 日間)

() 上記以外の罰則があればお書きください。

()

問4 長期延滞者に対して問3以外の対応があればお書きください。
(業務委託契約で長期延滞者の自宅を訪問し、返却を求める。)

問5 長期延滞者について、督促を打ち切る時期がありますか。

ない

ある (ある場合は、その時期をお書きください。

(延滞から 5 年間経過した後

)

問6 平成28年度貸出冊数、自治体の図書館数、長期延滞の図書等の冊数をわかる範囲で教えてください。

平成28年度貸出冊数 (220000) 冊 (自治体内での総貸出冊数)

自治体内の図書館数 (7) 館 (中央館・地区館・分館の数)

不明

1年以上3年未満の延滞 (2500) 冊

3年以上5年未満の延滞 (3500) 冊

5年以上の延滞 (7000) 冊

上記以外の区分での把握

(

)

問7 長期延滞に関する規則などがありますか。あればご提供ください。

ない

ある

(規則等名称： 資料の長期延滞者の利用制限について (内規)

)

問8 長期延滞について、それぞれの図書館で検討されていることや、ご苦労されていることなど自由にお書きください。

貴重図書など、現在手に入らない図書は、委託業者により延滞者の自宅まで追いかけているが、なかなか返却実績が上がらない。また、他の利用者から予約が入った図書も督促を行っている。一定程度の長期延滞は生じてしまうが、なんとか減らしていかないと、他の利用者の利用する権利を阻害してしまうことに頭を悩ませており、やむなく相互貸借で対応している場合もある。

ご協力ありがとうございました。 公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会